

第32回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年2月13日（月）午前9時30分から10時20分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（23人）

1番	林	敏文
2番	河村	明
3番	熊野	茂公
4番	堺田	定
5番	林	清市
6番	繁本	武紀
7番	神田	公司
8番	大嶋	順子
9番	上野	政之
10番	城	俊治
11番	中邑	照司
13番	田村	浩昭
14番	西岡	宏道
15番	久保田	等
16番	小田	博
17番	宮内	昭寿
18番	松浦	信行
19番	藤本	準一
20番	藤井	訓志
21番	弘田	靖
23番	山本	忠男
24番	吉原	則行
25番	田村	耕一（会長）

4 欠席委員（1人）

12番 杉尾 正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地利用最適化推進委員の担当区域について

議案 第2号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第4号 農地法施行細則第6条事業計画変更承認申請に対する承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 水田埋立による畑地造成報告について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 川村 彰

農政振興係長 松原 耕二

議長	<p>みなさんおはようございます。 只今から第32回農業委員会総会を開会します。 本日の総会にあたり、12番 杉尾 正 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。 本日の出席委員は23名で定足数に達しております、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員は、16番 小田 博 委員、17番 宮内 昭寿 委員にお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。 それでは議事に入ります。事務局から議案について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地利用最適化推進委員の担当区域について」でございます。 これは農業委員会等に関する法律第17条第2項に基き、農地利用最適化推進委員の担当区域を議案の1ページに記載の議案第1号のとおり定めるものでございます。 1番目として立野・小周防、2番目として三井、3番目として島田、4番目として浅江、5番目として光井、6番目として室積・牛島、7番目として岩田・岩田立野、8番目として三輪、9番目として塩田、10番目として東荷、この従前からの10地区を新たな農地利用最適化推進委員の担当区域に定めるものでございます。 以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、これより質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので採決に入ります。 議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。</p>

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづきまして、議案第2号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は3件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字光井地内にあり、地目は田、面積が1,084m²の自作地です。譲渡の事由ですが、当該地は以前より家族により営農してきたものです。このたび譲渡人が自身の子へ所有する農地の一部を譲り、世帯員等の一員として行ってきた定期的な手伝いから一步進んだ形をとり、将来に向けて農業に従事してもらおうと考え、贈与による所有権移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、利用については従前通りであり、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、変わりなく全ての農地について効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人及びその家族は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の藤本 準一 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 藤本委員、補足説明をお願いします。

19番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員举手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして、番号の2番をご説明いたします。
別紙「位置図」、第3条の番号2をお開きください。
議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字塩田地内にあり、地目は畠、面積が113m²の自作地です。譲渡の事由ですが、当該地は譲渡人が相続により取得したものですが、高齢であり農地の管理は難しいため、隣接地を耕作している譲受人に譲りたい旨の意向を伝えたところ、現在耕作中の隣接地と合わせて効率的に利用が可能であるということで話が整い、贈与による所有権の移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、譲受人は自作地のほか、農地所有適格法人の構成員として農作業に従事し、地域農業の集積・集約に積極的に関わっていることからも、新たに所有する農地を含め効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、周辺農地は申請地から離れており、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の堺田 定 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 堀田委員、補足説明をお願いします。

4番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の2番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして、番号の3番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号3をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字小周防地内にあり、地目は畠、面積が672m²の自作地です。譲渡の事由ですが、譲渡人が遠隔地に住んでいるため、農地を手放したいと考えていたところ、以前にも農地の権利を譲渡したことのある譲受人が引き受けもらえることとなり、贈与による所有権の移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、譲受人は農機具の保有状況や農作業に従事する家族の状況等から見て、新たに所有する農地を含め効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人の家族は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の西岡 宏道 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長	西岡委員、補足説明をお願いします。
14番	今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。
議長	これより質疑に入ります。何かございませんか。
	(異議なしの声)
	ご異議がないようですので採決いたします。
	議案第2号の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
	(全員举手)
	全員賛成ですので、議案第2号の3番は原案のとおり決定いたしました。
事務局	続きまして議案第3号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。 議案の1ページをご覧ください。 今月の申請は1件でございます。
	では番号の1番をご説明いたします。 別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。 議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。
	本件は、使用貸借による権利の設定を伴う転用許可申請となっております。
	申請者は、貸付人は大字岩田の方で、借受人も同じく岩田の方であり、貸付人は義父にあたります。また、申請のあった土地は、大字岩田地内にある農地で、岩田駅から南西約700mに位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。地目は畑、面積が291m ² の自作地です。ここを転用し、自己用住宅を建築したいとのことで申請が出されたものでございます。
	では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。 まず「農地の区分」ですが、申請地は都市計画法での未線引都市計画区域にある農地で、第1種中高層住居専用地域に用途指定されており、

農地法施行規則第44条第3号該当により「第3種農地」と考えます。

また、転用の目的は自己用住宅ということであり、「転用目的」についても問題ないと考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、金融機関からの融資によるとのことです。添付書類として融資内定通知の提出もあり適当と考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地台帳によると貸借等の関係もなく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から平成29年8月末までに完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、宅地への進入における市道の加工が必要となることで、工事の目的を「宅地進入路の開設」とした道路工事施工許可を受けていることを確認しております。その他については特にございません。

また「一体利用地の利用見込み」については、該当しないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書、施設の配置図、平面図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、本件は、下水道により汚水処理する計画であること、また建物の高さも加減していることなどから、周辺農地の日照・通風等についても特に問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の弘田 靖 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 弘田委員、補足説明をお願いします。

21番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第3号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は

举手をお願いします。

(全員举手)

全員賛成ですので、議案第3号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして議案第4号「農地法施行細則第6条事業計画変更承認申請に対する承認について」です。

議案の2ページをご覧ください。

今月の申請は2件でございます。

では番号1番をご説明いたします。

別紙「位置図」の最後に添付しております、施設の概要の変更前後の図面も併せてご覧ください。

この事案は、平成27年3月30日付け大字小周防地内にある申請地を資材置場及び駐車場にする計画で、農地法第5条の転用許可を受けております。

この事案につきましては、事業計画書において仮設倉庫を設置する予定である旨計画されておりましたが、既存の資材置場で利用している仮設倉庫を整理したところ、新たに倉庫を設置し保管する必要もない程度の資材等にまで整理整頓出来たことで、今回、仮設倉庫は設置しないこととなつたため、事業計画変更承認申請が提出されたものです。

今現在、資材置場及び駐車場としての整備、利用状況については事業計画に沿つたものとなっており、転用に係る計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障等、許可基準に基づく判断は変更ございませんので、特に問題ないものと考えております。

変更前の許可内容については、資料の（変更前）に記載しているとおりでございます。また、今回の変更内容については、下の段の（変更後）に記載しておりますとおりでございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の西岡 宏道 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

西岡委員、補足説明をお願いします。

14番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員とし

では特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第4号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員举手)

全員賛成ですので、議案第4号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして、番号の2番をご説明いたします。

この事案は、平成27年1月28日付けで大字塩田地内にある申請地を資材置場にする計画で、農地法第5条の転用許可を受けております。

このたび、資材置場の整備のための工事期間延長に対し、事業計画変更承認申請がなされたものです。地盤改良に時間がかかることに加え、多忙によりなかなか事業に着手できないでいるのですが、既存の資材置場では手狭になってきてているのは事実であるため、転用する意向に変わりはないとのことです。

転用に係る計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障等、許可基準に基づく判断は変更ございませんので、特に問題ないものと考えております。

変更前の許可内容については、資料の（変更前）に記載しているとおりでございます。また、今回の変更内容については、下の段の（変更後）に記載しておりますとおりでございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の神田 公司 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 神田委員、補足説明をお願いします。

7番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長	<p>これより質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようすで採決いたします。</p> <p>議案第4号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号の2番は原案のとおり決定いたしました。</p>
事務局	<p>続きまして報告事項ですが、3ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。</p> <p>届出の件数は2件でございました。</p> <p>内容については記載のとおりでございます。</p> <p>なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。</p> <p>続きまして報告第2号「水田埋立による畑地造成報告について」です。</p> <p>届出の件数は1件でございました。</p> <p>内容については記載のとおりでございます。</p> <p>なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。</p>
	<p>続きまして報告第3号「非農地証明について」です。</p> <p>証明願の件数は2件でございました。</p> <p>内容については記載のとおりでございます。</p> <p>1番、2番どちらも地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名の計4名で現地調査を行った結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	只今の報告第1号から3号について、質問、意見等がございましたら

お願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第32回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成29年 2月13日開催の第32回光市農業委員会総会の議事録である。

平成29年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印